

「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会規約

平成28年 4月21日制定
令和 元年 7月23日改訂
令和 3年 6月30日改訂
令和 3年10月 4日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会（以下「協議会」という。）という。

(趣旨及び目的)

第2条 近年、我が国の農林水産・食品産業は、本格的に知識産業化・情報産業化しつつあり、国民が真に豊かさを実感できる社会を構築するため、新しい産業モデルを創出し、「知」として世界に貢献できる時代が到来している。「知」の集積と活用の場は、このような変化を踏まえ、異なる分野の新しい発想や技術を外部から取り込み、これまでにないスピード感をもって、革新的な商品や事業等を生み出し、他者との協創を通じて、加速度的な市場形成を促進するオープンイノベーションの場を提供するものである。

このような認識に立ち、共に行動するという基本的な考え方を踏まえつつ、民間企業、生産者、大学、研究機関、非営利法人等の多様な関係者が集まり、「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会を設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 「知」の集積と活用の場の普及啓発に関する事業
- (2) 「知」の集積と活用の場における産学官の連携の推進に関する事業
- (3) 「知」の集積と活用の場における研究開発の推進に関する事業
- (4) その他協議会が定める事業

第2章 会員等

(会員の種別)

第4条 協議会の会員は、以下の4種とする。

(1) 個人会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した日本国内在住の個人（生産者又は大学若しくは公的研究機関の研究者等）

(2) 法人・団体会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した日本国内に活動拠点を有する法人又は団体（個人会員以外の日本国内に活動拠点を有する組織又は団体（特別会員を除く。））

(3) 特別会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した日本国内の地方自治体、公設試験場、駐日大使館等、大学若しくは研究機関その他の組織又は団体

(4) 海外会員

協議会の趣旨・目的に賛同し入会した海外の法人、組織又は団体。ただし、駐日大使館等への照会及びホームページ等により、活動実態が確認できることを要件とする。

(入会)

第5条 協議会の会員として入会しようとする者は、協議会のウェブサイトにある入会申請に必要事項を記載し申し込むことにより入会することができる。

(退会)

第6条 会員は、協議会に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 退会の届出は、書面又は電磁的記録により、協議会に対し以下の事項を届け出るものとする。

(1) 退会しようとする者の氏名。

法人・団体会員又は特別会員の場合は、法人、団体又は組織の代表者の氏名も記載するものとする。

(2) 退会の理由

(3) 届出の年月日

(会費)

第7条 会員の会費は無料とする。

(会員の権利及び義務)

第8条 全ての会員は第3条に定める事業に参加する権利を有する。個人会員、法人・団体会員及び特別会員は第12条に定める総会に参加し、議決権を行使する権利を有する。なお、議決権はそれぞれ1とする。

2 全ての会員は次に定める義務を負う。

(1) 本協議会の目的を達成するため、本協議会が進める事業への協力

(2) 本規約その他本協議会の運営に関わる諸規程等及び総会の議決の遵守

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。

(1) 本会則その他の規則に違反したとき。

(2) 協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合ほか、会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したときは、その資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 総会

(種別)

第12条 協議会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時総会は、毎年度1回、毎事業年度終了後4ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(召集)

第15条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長のうち、その総会において出席した者の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、出席した会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) その他総会で定めた事項

(代理)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

2 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録の内容を確認し、署名又は記名押印する。また、電磁的記録により内容確認を行ったことが確認できれば、署名又は記名押印に替えることができる。

第4章 理事

(理事の設置)

第21条 協議会に、理事2名以上11人以内を置く。

2 理事のうちから、会長1名及び副会長3名以内を定める。

(選任)

第22条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。

3 理事が、やむを得ない事情により任期途中で欠けた場合、補欠の理事を理事会の決議で選任することができる。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、協議会を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、協議会の業務を執行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、会長の了承を得て、辞任することができる。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第26条 理事は、無報酬とする。

第5章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務局は、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室（以下「産学連携室」という。）に置く。産学連携室は事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関に委託することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告)

第29条 協議会の事業報告については、毎事業年度終了後、事務局が当該事業年度に関する事業報告書を作成し、定時総会に報告しなければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 本規約は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

第31条 協議会は次の事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) その他総会で定める事由

第8章 補則

(協議会の活動における情報の取扱い)

第32条 協議会の活動においては、事務局又は連携の場を統括する者から、交流・連携の場に参加する会員に対して、知的財産を含む情報の取扱いの方針について、あらかじめ明示し周知することにより、会員の利益を守りつつ、協議会の趣旨に沿った活発な交流が進められるよう配慮することとする。

2 会員の利益を守る観点から、交流・連携の場において秘密情報を扱う場合には、場に参加する会員の了解を得て、覚え書き等を交わすことにより、適切な情報管理を行うこととする。

3 その他、本会則に定めのない事項は、法律その他の法令に従う。

(その他)

第33条 その他協議会の運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和元年7月23日から施行する。

2 「「知」の集積と活用場の産学官連携協議会会員規則」(平成28年4月21日制定)及び「「知」の集積と活用場の産学官連携協議会契約・知的財産ワーキンググループ設置要領」(平成28年6月15日制定)は、廃止する。

3 この規約は、令和3年6月30日から施行する。

4 この規約は、令和3年10月4日から施行する。